

伊 契 第 8 号
平成30年 4月 6日
(公 印 省 略)

建設工事業者 各位

伊勢崎市長 五十嵐 清隆
(財政部契約検査課契約係)

伊勢崎市発注建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて

今般、国が前払金の使途を拡大する特例措置の延長を決めたことを受け、本市においても次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

1. 特例措置の内容

建設工事請負契約約款第36条に規定されている前払金の充当可能経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充当することができることとします。ただし、その割合は、当該前払金額の100分の25を上限とします。

2. 適用対象となる契約

平成30年4月16日以降に契約を締結する建設工事が適用対象となります。（委託その他の契約には適用しません。）

3. 平成30年4月15日以前に契約した建設工事の取扱い

平成30年4月15日以前に契約した建設工事のうち、特例措置の適用を希望する場合は、契約検査課までお問合せください。

※前払金の額が請負代金額の10分の4以内であることに変更はありません。

※前払金の使途や払出手続等については、保証事業会社にお問合せください。

問合せ先 伊勢崎市財政部契約検査課契約係
0270-27-2713